

令和7年度 市有財産（土地）売却 一般競争入札 実施要領

＜申 込 書 配 布・受 付 期 間＞

令和7年8月1日（金）から令和7年8月20日（水）までの

執務時間中（8時30分から17時15分まで）

※郵送での提出の場合は、8月20日（水）必着

＜入札日時・場所＞

令和7年9月18日（木）9時30分

新居浜市役所（2階）21会議室

※入札参加申込みのあった物件について物件番号順に実施

新居浜市総務部管財課

1 入札に付する市有財産（土地：売却物件）

物件 番号	所 在 地	登記地目	地 積	予 定 価 格 (最低売却価格)
1	平形町甲 815 番 149	宅 地	78.11 m ²	1,540,000 円
2	篠場町 533 番 9	宅 地	166.21 m ²	2,020,000 円
3	岸の上町一丁目甲 2806 番 32	宅 地	88.00 m ²	1,470,000 円
4	垣生六丁目甲 1399 番 8	宅 地	557.46 m ²	4,220,000 円
5	西連寺町二丁目 1244 番 1 外 2 筆	宅 地	1,623.60 m ²	12,280,000 円
6	坂井町一丁目 1138 番	宅 地	243.41 m ²	13,260,000 円

※ 売却物件は、現状有姿での引渡しとなります。事前に現地の状況や都市計画法、建築基準法その他の関係法令による規制などを確認してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方（個人・法人）は、本件入札に参加することができません。

- (1) 市（町村）民税等を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項に規定する者でその事実があった後3年を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 暴力団又は暴力団員の利益となる活動を行う者（法人にあっては、役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者）
- (5) 公序良俗に反するおそれがある等市有地を売却することが適当でないと認められる者

3 入札参加申込書の配布及び提出

- (1) 配布及び提出場所 新居浜市総務部管財課（市役所2階）
〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
☎0897-65-1222（直通）
- (2) 配布及び提出期間 令和7年8月1日（金）から同年8月20日（水）までの執務時間中
（8時30分から17時15分まで）
※郵送での提出の場合は、8月20日（水）必着
- (3) 提出書類
ア 個人の場合 ・一般競争入札参加申込書
・誓約書
・住民票の写し

- ・印鑑登録証明書
- ・身分証明書 ※本籍地の市町村で交付。
(免許証等の本人確認書類ではありません。)
- ・市(町村)民税等納税証明書

- イ 法人の場合
- ・一般競争入札参加申込書
 - ・役員名簿(役員一覧表)
 - ・誓約書
 - ・印鑑証明書
 - ・登記事項全部証明書(※履歴又は現在事項のいずれか。)
 - ・定款又は寄附行為(※要原本証明)
 - ・代表者及び役員の住民票の写し
 - ・市(町村)民税等納税証明書

(4) 提出方法 持参又は郵送(※FAX、メール等の方法は不可)。

(5) その他

ア 複数の物件を申し込む場合は、物件ごとに「一般競争入札参加申込書」を提出してください。

イ 複数の物件を申し込む場合の添付書類は、いずれかの申込書に原本を添付してください。

また、共有しようとする場合は、当該共有予定者全員について、添付書類を添付又は作成してください。

4 契約条項等を示す場所及び期間

(1) 場 所 上記3の(1)に同じ

(2) 期 間 上記3の(2)に同じ

5 入札の執行

(1) 日 時 令和7年9月18日(木) 9時30分

※入札は、入札参加申込みのあった物件について、物件番号順に行います。

(2) 場 所 新居浜市役所(2階)21会議室

(3) 持 参 物

ア 一般競争入札参加資格者決定通知書

※ 入札参加申込書提出後、参加資格を審査し、当該決定通知書を送付します。

イ 入札保証金(入札しようとする金額の100分の5以上に相当する金額)の納入領収書

【例】 入札しようとする金額

(入札書に記載する金額)

(入札保証金として納入が必要な額)

5,000,000 円 × 5/100 = 250,000 円 以上

※ 入札保証金は、市が発行する納入通知書により指定の金融機関において、令和7年9月17日（入札日前日）までに納入してください。

※ 落札した方が納入した入札保証金は、契約保証金に充当します。

※ 落札しなかった方が納入した入札保証金は、指定口座へ振り込み返還します（約 1 か月後となります。）。なお、入札保証金には利息は付しません。

ウ 入札書

エ 委任状（代理人による入札の場合）

オ 印 鑑（実印。代理人による入札の場合は、委任状に押印した代理人の印鑑（認印））

カ 入札保証金還付（返還）請求書（落札しなかった場合、必要となります。）

（４）そ の 他 入札書、納入通知書等の関係書類は、「一般競争入札参加資格者決定通知書」に同封して、申込書に記載した住所（所在地）に送付します。なお、入札日の6日前までに到着していない場合は、管財課（☎65-1222）まで御連絡下さい。

6 開札、落札者の決定等

（１）開 札 入札後直ちに入札者の面前で行います。

（２）落札者の決定 予定価格（最低売却価格）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。

7 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

8 その他

（１）契約書作成の要否 要（※契約の締結は、落札者決定の日から原則10日以内とします。）

（２）契約保証金 契約締結の際、売買代金の100分の10以上に相当する金額を納入してください。なお、既に納入している入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

【例】 売買代金（落札金額） 納入済入札保証金
5,000,000 × 10/100 － 250,000 円 ＝ 250,000 円 以上
（契約保証金として納入が必要な額）

（３）契約の費用 契約締結に要する費用（収入印紙代等）は、落札者（買受人）の負担となります。

（４）売買代金 契約締結の日から20日以内に既に納入している契約保証金を除いた金額（※契約保証金は、売買代金の一部に充当します。）を一括で市が発行する納入通知書により指定の金融機関等において納入してください。

(5) 所有権の移転等

- ア 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、売却物件を現況のまま引き渡します（図面等と現況が相違している場合は、現況が優先します。）。
- イ 所有権移転の登記は、新居浜市が行いますが、当該登記に要する費用（登録免許税等）は、落札者（買受人）の負担となります。
- ウ 電柱等の移設・撤去、上下水道・電気等の引込み、樹木の伐採、雑草の草刈、塀等の工作物の補修・撤去などの費用及び関係機関・事業者等への諸手続・調整が必要な場合は、落札者（買受人）の負担において行ってください。
- エ 売却物件について、地下埋設物、地盤調査及び土壌汚染に関する調査は行っておりません。

(6) その他

- ア 本件入札を辞退される場合は、入札日の前日までに「一般競争入札参加辞退届」を提出してください。
- イ その他本件入札について必要な事項は、新居浜市契約規則その他市長が別に定めるところによります。
- ウ 本件入札において、落札及び契約の締結に至らなかった物件については、予定価格（最低売却価格）の金額で、先着順により随意契約で売却する予定です。

※ 本件入札については、「市政だより8月号」及び「新居浜市役所ホームページ（総務部管財課）」に関連記事を掲載しています。

総務部管財課HP：<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/kanzai/>